

元気な家族農園その後

主旨の理解を求める



澤田 道孝 議員
(佐和の会)

先回定例会で、「元気な家族農園」事業の土地の賃借料は水稲収穫量と米価などが算定の根拠とされているとの答えであった。

稲作で収入を得るには人件費等を含む経費も必要であると考えたと不適切な賃借料であると考え

問 農地の借地料が高すぎるということ、その是正を求めてきた。

町民に借地料の適正化を求める署名活動を実施したところ、約450名の署名が集まった。

この結果を受け、町長はこの署名があったことを真摯に受け止め今後も広報等で周知し町民の理解が得られるよう努めると回答をした。その後どのような理解活動を実施したのか。

答 「広報あぐい7月15日号」に事業の主旨や概要、11月1日号に今年度の整備内容と利用者募集

を掲載し、HPでも情報を提供している。その後の問合せに対しても、丁寧に説明している。今後も「広報あぐい」等で情報提供やPRをし、事業の目的・主旨の理解に努める。

農園事業を実施している市町

半田市、知多市、東浦町、阿久比町、東海市、武豊町（市街化区域）

農園事業を実施していない市町

常滑市、大府市、南知多町、美浜町

農地借地料比較表

（阿久比町と同じく調整区域、農振地域で実施されている市町）

阿久比町	91,690円（1000㎡あたり）
東浦町	13,000円 〃
半田市	24,000円 〃
知多市	（未公表）

狭隘道路整備

要綱の整備・改正

問 町道の狭隘道路整備促進が遅れているため住居等の建替えおよび増築が今後、認められない問題。

答 幅員1.8m未満の道路を接道要件として、建築物が建築されている道路は、建築物の建て替えや増築が可能な建築基準法上の道路となるよう、道路の寄付受納基準や後退用地の取扱い等、今年度中に要綱の整備・改正を行い対応する。

既に建築物が存在し4m未満の道路で特定行政庁が指定したものに該当せず、その敷地に建て替え、増築等ができないことは当該町民にとって寝耳に水の話で全く理解ができないことと思う。今後の対応。

